

# 株式会社塩山製作所 人権方針

## 1.人権に関する基本方針

私たちは、「「独自の技術を磨き、自由な発想と創造を最大限に発揮して、社会の進歩と世界の文化に貢献する。」という企業理念実現の為、全ての事業活動において人権の尊重を最優先事項とし、国際的に認められた人権基準に基づく責任を果たします。

### ・差別の禁止

当社は、いかなる場合においても、性別、人種、出生、国籍、宗教、思想、年齢、身体上のハンディ、その他個人的な特性に基づいた差別は、行いません。

### ・児童労働及び強制労働の排除

当社は、いかなる場合であっても児童労働、強制労働を認めません。

### ・ハラスメントの撲滅

当社は、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等のあらゆる形のハラスメントを認めません。

### ・プライバシー保護

当社が有する全ての役員、従業員の個人情報、厳正に管理し本来の目的以外には使用いたしません。

### ・職場の安全性

従業員が安全かつ健康的に働ける環境を提供いたします。

製造現場や危険作業に従事する従業員の安全対策を強化し自己や健康被害のリスクを最小限に抑えます。

### ・労働関係法の遵守

労働関係法を遵守し働きやすい健康な職場環境の維持に努めます。また、管理者は、過度な労働残業等を強いるような業務の押しつけは、一切行ってはなりません。

## 2. 国際規範の支持

当社は、「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を支持・尊重し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて行動します。

## 3. 適用範囲

本方針は、当社の全ての役員、従業員に適用されサプライチェーンおよびビジネスパートナーにも同様の人権尊重の取り組みを求めます。

## 4. 人権デューデリジェンスの実施

当社は、事業活動を通じて引き起こしかねない、または、助長する可能性のある人権に対する負の影響を特定しその防止、または、軽減する様に努めます。

## 5. 救済処置

当社は、事業活動によって人権に対する負の影響が発生した場合は、適切な調査、手続きを通じて速やかにその救済、是正措置を講じます。

## 6. ステークホルダーとの対話

当社は、事業活動が影響を及ぼす可能性のあるステークホルダーとの対話と協議を行い、実際又は潜在的な人権への負の影響を特定し、これらを改善するための対応を行います。

## 7. 教育・啓発

当社は、全ての役員、従業員に対し、人権に関する教育・啓発を行い、本方針の理解度を深め、これを事業活動の中に組み入れ、人権侵害が発生しない環境作りを行います。

## 8. 情報開示

本方針の取り組み状況につきましては、ウェブサイト等を通じ、適宜、公開いたします。

本方針は、2025年3月21日の株式会社塩山製作所の取締役会において承認されております。